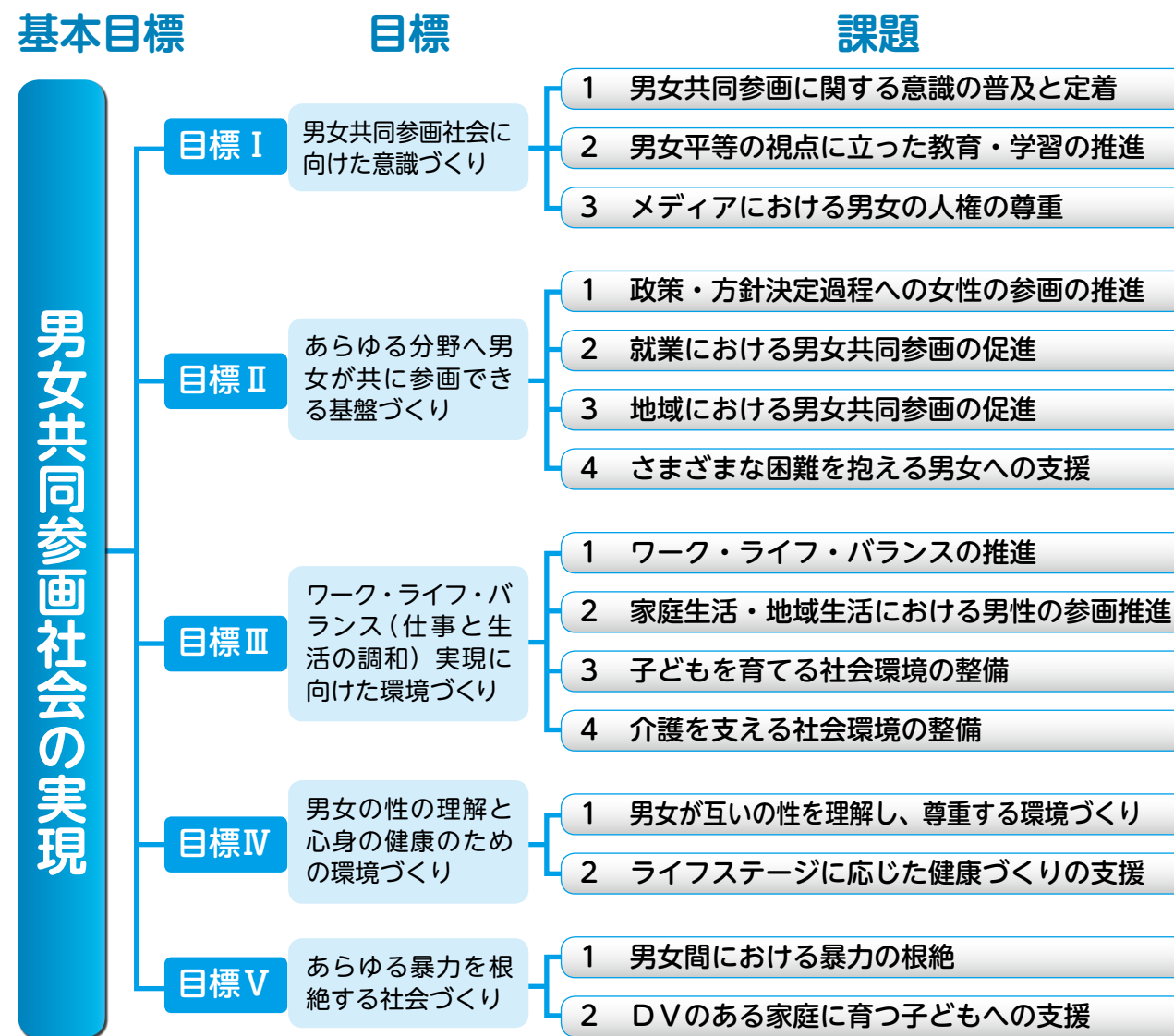


市のこれまでの主な取り組み

| 年 | 取り組み内容 |
|----------------|--------------------------|
| 1987 (昭和 62) 年 | かすがい女性計画 (第 1 次) 策定 |
| 1991 (平成 3) 年 | 青少年女性センター (レディヤンかすがい) 開設 |
| 1992 (平成 4) 年 | かすがい女性プラン 21 (第 2 次) 策定 |
| 1996 (平成 8) 年 | かすがい女性プラン 21 (第 3 次) 策定 |
| 2002 (平成 14) 年 | かすがい男女共同参画プラン策定 |
| 2003 (平成 15) 年 | 春日井市男女共同参画推進条例制定 |
| 2008 (平成 20) 年 | かすがい男女共同参画プラン (改定版) 策定 |
| 2009 (平成 21) 年 | 春日井市 DV 対策基本計画策定 |
| 2012 (平成 24) 年 | 新かすがい男女共同参画プラン策定 |

3 施策の体系



5 数値目標

| 項目名 | 現状値 | 目標値 (平成 33 年度) | |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 目標 I | 情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合 | ※ 7.6% | 20.0% |
| | 春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合 | ※ 4.6% | 20.0% |
| | 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合 | ※ 49.0% | 70.0% |
| | 社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合 | ※ 13.0% | 20.0% |
| | 学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合 | ※ 57.8% | 70.0% |
| 目標 II | 審議会等委員への女性の登用率 | 22.1% | 30.0% |
| | 女性委員のいない審議会等の数 | 3 | 0 |
| | 市の管理職に占める女性の割合 (一般行政職) | 4.1% | 10.0% |
| | 町内会・自治会長の女性の割合 | 9.0% | 15.0% |
| | 男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合 | ※ 89.8% | 95.0% |
| | 職場において男女平等であると感じている一般市民の割合 | ※ 19.4% | 30.0% |
| | 安全・安心まちづくりポスターの男女比率 | 女性比率 26.8% | 男女比率の均衡 |
| | 小中学校の PTA 会長の女性の割合 | 14.8% | 20.0% |
| | 地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合 | ※ 35.4% | 40.0% |
| | ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数 | 14 社 | 30 社 |
| 目標 III | 市男性職員の育児休暇取得率 | 3.7% | 13.0% |
| | 何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合 | ※ 56.5% | 65.0% |
| | 家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合 | ※ 家事) 12.3% 育児) 37.6% 介護) 26.4% | 家事) 20.0% 育児) 50.0% 介護) 35.0% |
| | 家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合 | ※ 32.9% | 40.0% |
| | 小学校区における放課後児童クラブ設置率 (子どもの家および民間児童クラブ) | 84.6% | 95.0% |
| 目標 IV | 乳がん、子宮がんの検診受診率 | 乳がん) 27.1% 子宮がん) 27.2% | 乳がん) 50.0% 子宮がん) 50.0% |
| | 特定健診の受診率 (国民健康保険被保険者) | 34.6% | 65.0%以上 |
| 目標 V | 最近 5 年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合 | ※ (注 2) 21.9% | 10.0% |
| | DV 相談の窓口を知っている一般市民の割合 | ※ 25.7% | 40.0% |

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査 (2010 年)」の数値です。
 (注 2) 現状値は、当時の質問内容が、「最近 5 年間」に限定せず過去の経験を開いたものです。

【お問い合わせ先】
春日井市役所 市民生活部 男女共同参画課
 〒 486-0844 春日井市鳥居松町 2-247
 TEL 0568-85-4401 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
 FAX 0568-85-7890
 E-mail: danjo@city.kasugai.lg.jp

だれもが輝き 個性を尊重する社会をめざして

新かすがい男女共同参画プラン

2012 - 2021

(概要版)

平成 24 年 3 月
春日井市

1 プラン策定の趣旨

本市では、1987 (昭和 62) 年に策定した「かすがい女性計画」(第 1 次) から、2008 (平成 20) 年の「かすがい男女共同参画プラン (改定版)」の策定まで、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。

しかしながら、本市において平成 22 年度に実施した市民意識調査の結果からは、男女の意識やしきたり・慣習などにおける固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、育児休業、子育て支援策など男女の就労環境の整備、そして近年問題化しているドメスティック・バイオレンスなど、まだまだ取り組むべき課題が多く存在しているといえます。

このため、本市では、本市の現状や国や県の動向を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会に一層近づけていくために、「新かすがい男女共同参画プラン」を策定します。

プランの期間 2012 (平成 24) 年度から 2021 (平成 33) 年度 (必要に応じて見直します)

プランの性格 春日井市男女共同参画推進条例第 9 条の「男女共同参画基本計画」
 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「市町村男女共同参画計画」

2 基本目標・基本理念

基本目標 **男女共同参画社会の実現**

基本理念
 条例第 3 条

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組みでいきます。

4 目標別課題と施策

役割分担には、各事業の推進主体及び協力や行動が必要な主体に○を記載しています。

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

施策1 男女共同参画推進のための広報・啓発活動

| 事業 | 役割分担 | | |
|-------------------------|------|-----|----|
| | 市 | 事業者 | 市民 |
| ◇市民・事業者などに向けた広報・啓発 | ○ | ○ | ○ |
| ◇女性の権利に関する国内法令・国際条約の周知 | ○ | | |
| ◇市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開 | ○ | | ○ |

施策2 家庭、地域、職場などにおける制度、慣習の見直し

| | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| ◇啓発資料等の作成・提供 | ○ | | |
| ◇事業者における男女共同参画推進状況の把握 | ○ | ○ | |
| ◇出前講座の活用 | ○ | ○ | ○ |

施策3 就業における男女共同参画の促進

| | | | |
|------------------|---|--|---|
| ◇男女共同参画意識調査などの実施 | ○ | | ○ |
| ◇ホームページの充実 | ○ | | |

施策4 男女共同参画拠点施設の充実

| | | | |
|------------------------|---|--|--|
| ◇男女共同参画に関する啓発・学習の全体的展開 | ○ | | |
| ◇男女共同参画に関する資料の収集・提供 | ○ | | |
| ◇女性相談窓口の充実 | ○ | | |
| ◇男性相談窓口の開設 | ○ | | |

男女共同参画に関する意識の普及と定着のため、各種の啓発事業や青少年女性センターといった拠点施設など資源の有効活用により、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

施策5 学校、家庭などにおける平等教育の推進

| | | | |
|-----------------------|---|---|---|
| ◇人権尊重に関する意識の啓発 | ○ | | ○ |
| ◇ジェンダーに敏感な視点に立った教育の推進 | ○ | | |
| ◇親子生涯学習講座の開催 | ○ | | ○ |
| ◇キャリア教育の推進 | ○ | ○ | ○ |

施策6 男女共同参画の視点に立った講座の開催

| | | | |
|---------------------------|---|--|---|
| ◇ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催 | ○ | | |
| ◇男女共同参画セミナーの開催 | ○ | | ○ |

施策7 職員などに対するジェンダーに敏感な視点の定着促進

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| ◇教職員への研修の実施 | ○ | | |
| ◇保育士への研修の実施 | ○ | | |
| ◇職員への研修の充実 | ○ | | |

発達段階に応じた男女平等に関する教育を充実していくとともに、教育・保育に携わる関係者や、行政運営を担う職員などの男女共同参画への正しい理解の浸透に取り組んでいきます。

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

施策8 メディアリテラシーの向上

| | | | |
|-------------------------|---|--|---|
| ◇メディアリテラシー向上への啓発・研修 | ○ | | ○ |
| ◇教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施 | ○ | | |

施策9 広報・刊行物などにおける性差別表現の排除

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| ◇広報など行政情報紙の点検・見直し | ○ | | |
| ◇性差別表現をなくすための啓発 | ○ | ○ | ○ |

メディアにおける男女共同参画について啓発を進め、本市から発信する様々な情報については、ガイドライン（内閣府：男女共同参画の視点からの公的広報の手引き）に則った表現を使い、地域の模範となるように努めていきます。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策10 審議会などへの女性委員の登用推進

| 事業 | 役割分担 | | |
|----------------|------|-----|----|
| | 市 | 事業者 | 市民 |
| ◇審議会への女性委員登用推進 | ○ | | ○ |
| ◇人材リストの充実 | ○ | | |

施策11 事業者などにおける女性の参画促進・啓発

| | | | |
|-----------------|---|---|--|
| ◇事業者などへの女性登用の促進 | ○ | ○ | |
| ◇職業能力の開発・向上 | ○ | ○ | |

施策12 市における女性の参画推進

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| ◇女性職員の管理職への登用促進 | ○ | | |
| ◇職域の拡大 | ○ | | |
| ◇職業能力の開発・向上 | ○ | | |

施策13 地域活動における意思決定過程への女性の参画促進

| | | | |
|-------------------|---|--|---|
| ◇地域活動団体などへの女性登用促進 | ○ | | ○ |
|-------------------|---|--|---|

施策14 人材・団体の育成と情報の提供

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| ◇人材育成セミナーなどの情報提供 | ○ | ○ | ○ |
| ◇女性団体への活動支援 | ○ | | |
| ◇自主的学習への支援 | ○ | ○ | ○ |

課題2 就業における男女共同参画の促進

施策15 男女が働きやすい職場環境の整備

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| ◇関係法令の周知徹底のための啓発 | ○ | ○ | |
| ◇就業環境と就業条件の整備 | ○ | ○ | |
| ◇職場復帰研修などの実施 | ○ | ○ | |
| ◇労働に関する各種相談体制の充実 | ○ | ○ | |

施策16 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進

| | | | |
|-------------------------|---|---|--|
| ◇家族経営協定などの周知 | ○ | ○ | |
| ◇農業経営の改善支援 | ○ | ○ | |
| ◇女性経営者、女性従業者のネットワークへの支援 | ○ | ○ | |

施策17 女性のチャレンジ支援

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| ◇就業支援や職業訓練のための情報提供 | ○ | ○ | ○ |
| ◇女性のキャリアアップのための講座の開催 | ○ | | |
| ◇就業・起業に対する支援 | ○ | | |

課題3 地域における男女共同参画の促進

施策18 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及

| | | | |
|-----------------------|---|--|---|
| ◇市民協会の推進 | ○ | | ○ |
| ◇区、町内会やコミュニティ推進地区への支援 | ○ | | |
| ◇PTA連絡協議会への支援 | ○ | | |
| ◇団体・グループへの支援 | ○ | | |
| ◇地域活動のネットワークづくりへの支援 | ○ | | ○ |
| ◇ボランティア・NPOへの支援 | ○ | | |

施策19 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| ◇多様な視点による災害対策の構築 | ○ | ○ | ○ |
| ◇災害時要援護者への支援 | ○ | | |
| ◇環境活動における女性の参画促進 | ○ | | |
| ◇地域の安全なまちづくり活動への支援 | ○ | ○ | ○ |

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

施策20 高齢者・障がい者への支援

| | | | |
|-----------------------|---|--|---|
| ◇高齢者・障がい者自立支援 | ○ | | ○ |
| ◇障がい者生活支援相談の充実 | ○ | | |
| ◇障がい者多数雇用企業等優先発注制度の実施 | ○ | | |
| ◇生活福祉資金の貸付 | ○ | | |

施策21 ひとり親家庭への支援

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| ◇ひとり親家庭相談 | ○ | | |
| ◇母子寡婦福祉資金等の貸付 | ○ | | |
| ◇日常生活支援 | ○ | | |

施策22 在住外国人への支援

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| ◇外国人のための相談 | ○ | | |
| ◇外国語による生活情報の提供 | ○ | ○ | |
| ◇異文化理解のための講座の開催 | ○ | | ○ |
| ◇国際協働のための交流 | ○ | | |

本市の条例の理念に従って、審議会などでの女性委員の登用を推進するなど、女性の意見が市政に広く反映する仕組みづくりを進めていきます。

就業における男女共同参画を進めるため、男女雇用機会均等法、労働基準法などの法令遵守の体制づくりを促進します。

安全・安心のまちづくりのため、男女が協力しあい活力ある地域社会を構築していきます。

様々な生活の困難を抱える男女が自立し、安心して暮らしているよう、支援をしていきます。

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) 実現に向けた環境づくり

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策23 ワーク・ライフ・バランスの理解と意識の醸成

| 事業 | 役割分担 | | |
|--------------------|------|-----|----|
| | 市 | 事業者 | 市民 |
| ◇ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | ○ | | ○ |
| ◇育児・介護休業等の取得促進 | ○ | ○ | ○ |
| ◇多様な働き方に関する情報提供 | ○ | | |

施策24 事業者などに対する啓発と取り組みへの支援

| | | | |
|---------------------------|---|---|--|
| ◇ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットの周知 | ○ | ○ | |
| ◇ファミリー・フレンドリー企業の紹介 | ○ | ○ | |
| ◇入札制度における優遇措置の導入 | ○ | | |

男女が家庭や職場、地域社会においてバランスを図り、より生きがいを感じられる生活が実現できるよう、市民や事業者に対して啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図っていきます。

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

施策25 男性の家事・育児・介護などのスキルアップ

| | | | |
|--------------|---|--|---|
| ◇男性応援講座の開催 | ○ | | ○ |
| ◇家事・育児等能力の向上 | ○ | | ○ |

施策26 参加しやすい地域活動の促進

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| ◇男女がともに参画する地域活動への啓発 | ○ | ○ | ○ |
| ◇市民活動デビュー講座の開催 | ○ | | ○ |

行政や事業者、地域が連携を図りながら、女性のみならず男性に対する家事・育児・介護等の技術習得の講座や地域活動への積極的な参加を促すなどの施策を推進していきます。

課題3 子どもを育てる社会環境の整備

施策27 子育て・保育サービスの充実

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| ◇ファミリー・サポート・センターの充実 | ○ | | ○ |
| ◇子育て支援施設の充実 | ○ | ○ | ○ |
| ◇親子通所療育事業の充実 | ○ | ○ | ○ |
| ◇さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供 | ○ | ○ | ○ |
| ◇放課後児童居場所づくり | ○ | ○ | ○ |
| ◇子育て支援の人材養成と活用 | ○ | | ○ |
| ◇子育て情報の提供 | ○ | | |

施策28 育児相談・保健指導の充実

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| ◇育児相談の充実 | ○ | | |
| ◇子育て家庭訪問事業の実施 | ○ | | |
| ◇地域療育等支援の充実 | ○ | | |
| ◇乳幼児に対する保健指導の充実 | ○ | | |

子育て、保育サービス、育児相談、保健指導など、子育て家庭のニーズを踏まえて、サービスの拡充を進めていきます。

課題4 介護を支える社会環境の整備

施策29 介護サービス・介護予防サービスの推進

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| ◇介護保険制度やサービスの周知と利用促進 | ○ | ○ | |
| ◇介護予防サービスの充実 | ○ | ○ | ○ |
| ◇地域支援体制の充実 | ○ | ○ | ○ |
| ◇家族介護支援サービスの推進 | ○ | ○ | ○ |

施策30 介護を担う人々の資質向上への支援

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| ◇介護サービス職員の資質向上の支援 | ○ | ○ | |
| ◇家族介護者の介護技術向上のための支援 | ○ | ○ | ○ |

介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるようなサービス支援体制の構築を進めていきます。また、孤立しやすい男性介護者への支援などを充実させていきます。

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

施策31 性に関する教育の充実

| 事業 | 役割分担 | | |
|----------------------|------|-----|----|
| | 市 | 事業者 | 市民 |
| ◇エイズや薬物乱用防止に関する教育の充実 | ○ | | |
| ◇性に関する教育の充実 | ○ | | |

施策32 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

| | | | |
|----------------------|---|--|--|
| ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 | ○ | | |
| ◇不妊検査、治療への助成 | ○ | | |

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を広く市民に浸透させていきます。また、思春期における保健対策の充実を進めていきます。

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

施策33 心身の健康保持・増進のための環境整備

| | | | |
|-----------------|---|--|---|
| ◇妊娠出産期における健康支援 | ○ | | ○ |
| ◇心身の健康づくり事業の推進 | ○ | | |
| ◇保健事業の基盤整備 | ○ | | |
| ◇各種検診(健診)事業の推進 | ○ | | |
| ◇出産・育児に関する相談の充実 | ○ | | |

施策34 性差に考慮した相談体制の充実

| | | | |
|----------------------------|---|--|--|
| ◇健康相談・保健指導の充実 | ○ | | |
| ◇メンタルヘルス相談の充実 | ○ | | |
| ◇養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施 | ○ | | |

女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持することは大切なことです。思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいきます。

目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり

課題1 男女間における暴力の根絶

課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

施策35 春日井市DV対策基本計画の取り組みに基づく施策の推進

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| ◇市民への広報・啓発の充実 | ○ | ○ | ○ |
| ◇若い世代への教育の充実 | ○ | | |
| ◇相談窓口の周知 | ○ | | |
| ◇相談体制の充実 | ○ | | |
| ◇相談者の安全確保と保護体制の整備 | ○ | | |
| ◇生活再建への支援 | ○ | | |
| ◇精神的な支援 | ○ | ○ | |
| ◇関係機関・民間団体等との協力・連携 | ○ | ○ | |
| ◇子どもへの支援 | ○ | ○ | |

男女間における暴力は決して許されるものではありません。DVの啓発や教育の充実、相談体制及び広報などをさらに進めます。

プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民・事業者・地域団体などの協力が不可欠であります。そのため、それぞれの分野における役割を相互認識し、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、協働して実践的な活動を展開していきます。